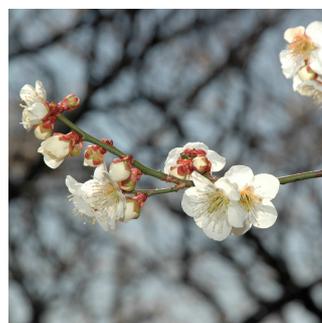


第1章 計画の基本的な考え方



市の木 梅

偕楽園に代表されるように、古くから水戸になじみ深く、春に先駆けて花を咲かせる梅は、水戸市にふさわしい木です。

第1節 計画策定の背景と目的

水戸市では、2000（平成12）年3月に「水戸市環境基本条例」を制定し、その基本理念を具体化するため、2002（平成14）年3月に策定した「水戸市環境基本計画」に基づき、私たち一人一人の生活や事業者、行政の活動など、あらゆる場面で環境に配慮した取組を進めてきました。

計画の策定から10年以上が経過し、この間には、社会経済情勢の変化とともに環境をとりまく状況も大きく変わり、近年では、地球温暖化の抑制や限られた資源の持続的な利用、生物多様性の保全などについての対応が求められています。なかでも、深刻さを増す地球温暖化は、世界各地で多発する異常気象の原因の一つとも考えられ、このままでは、食糧生産や生態系などにも影響を与えることが考えられます。さらに、水質汚濁や大気汚染などが生じた場合、私たちの健康や生活環境も脅かされることとなります。

また、水戸市の環境施策の取組の成果を振り返ってみると、公共下水道等の普及による河川水質の向上やごみの適正処理による排出量の減少など、生活環境に一定の改善が見られる一方で、近隣からの騒音などのより身近な問題や、土地開発による自然環境への影響、環境情報の充実など、課題も明らかになってきています。

こうした状況の中、2011（平成23）年3月の東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故は、私たちがこれまで求めてきた豊かさが、物質や科学技術に過度に依存してきたことを浮き彫りにし、結果として、資源やエネルギーを大量に消費するライフスタイルを見直す動きが進みました。

偕楽園や弘道館などの歴史的資源と、千波湖及びその周辺の緑がまちと調和し、人々が快適に暮らせる水戸の環境を、将来の世代に貴重な財産として引き継いでいくためには、今、水戸に暮らし、学び、働く全ての人たちが、今後さらに環境についての関心を持ち、学習し、行動していけるような新たなしくみづくりが必要となります。

本計画は、このような背景を踏まえた上で、今日の課題に的確に対応していくため、今後の水戸市における環境行政の指針として策定するものです。

第2節 計画の位置付け

「水戸市環境基本計画（第2次）」は、水戸市環境基本条例第10条に基づき、「環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」の計画として策定するものです。

また、「水戸市第6次総合計画」を上位計画とした環境分野についての計画であり、市民・事業者・民間の各種団体と市が共通認識のもとで、環境施策に取り組んでいくための指針となります。

なお、本計画は、国際社会の動向、環境法令、国の環境基本計画および茨城県環境基本計画等との整合を図っています。

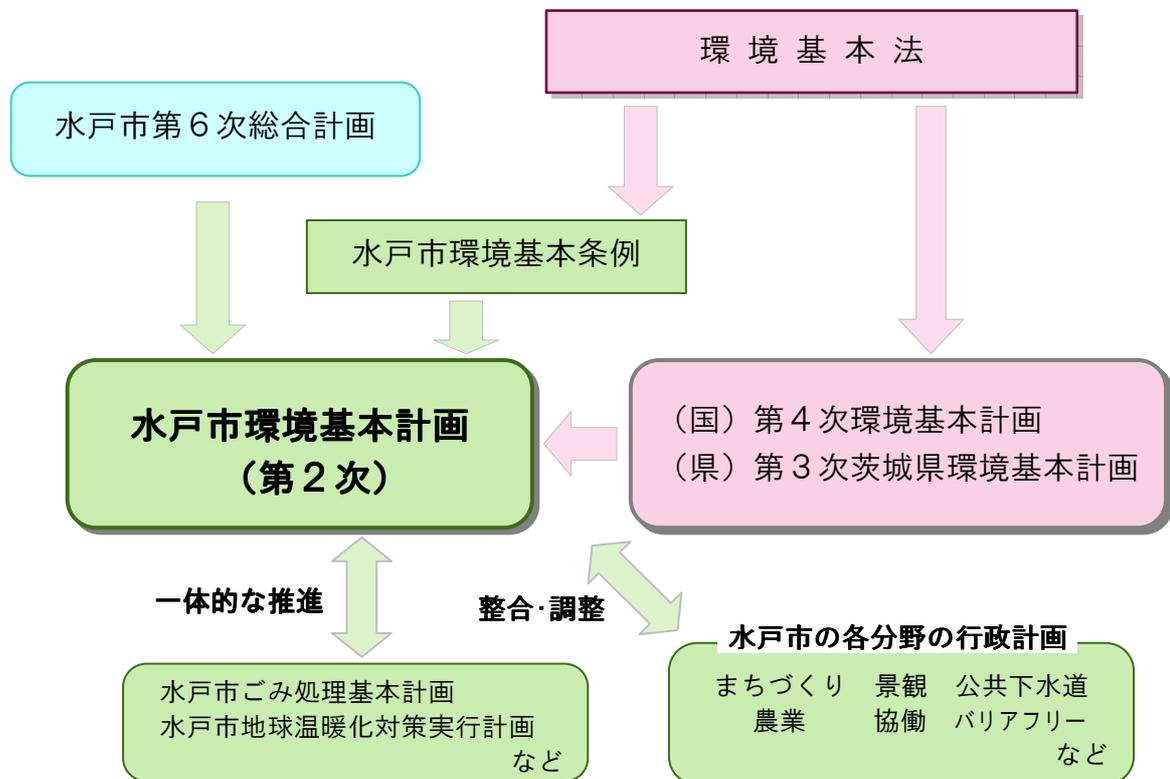


図1 計画の位置付け

〔参考〕水戸市環境基本条例 抜粋

（環境基本計画）

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

～以下省略～

第3節 計画の範囲

「水戸市環境基本計画（第2次）」が対象とする地域は、本市全域とします。

対象とする環境の範囲は、水戸市内の大気、水、生物、景観、廃棄物、エネルギーなど多岐にわたるため、対象とする分野および各分野に含まれる環境要素を下表のように整理します。

なお、自然災害等の防災に関しては、「水戸市地域防災計画」が扱う範囲とします。

表1 計画の対象範囲

対象分野	環境要素（キーワード）等
地球環境	地球温暖化、エネルギー利用、オゾン層破壊、酸性雨
資源循環	廃棄物処理、資源の枯渇、ごみの処理、リサイクル
水環境	河川・湖沼の水質、水辺空間、水の循環
自然環境	生物多様性、森林・緑地、公園
生活環境	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭、有害化学物質、放射性物質
快適環境	都市景観、歴史的資源、快適な暮らし
環境活動	情報提供、環境学習、環境教育、協働

第4節 計画の期間

本計画は、2014（平成26）年度から2023（平成35）年度までの10年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実施します。

